

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 0475500146)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1 ページ
2. 事業所の概要	1～2 ページ
3. サービス利用料金	2 ページ
4. 居宅介護支援サービスの概要	2～3 ページ
5. 個人情報の取扱いについて	3 ページ
6. 損害賠償について	4 ページ
7. 契約の終了について	4 ページ
8. サービス内容に関する苦情	4 ページ
9. その他留意事項	4 ページ

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1-25-1
(3) 電話番号 022-391-6658
(4) 代表者氏名 理事長 金森 従雄
(5) 設立年月 平成8年2月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所・平成12年4月1日指定
仙台市指定 0475500146
※当事業所は、特別養護老人ホーム水泉荘に併設されています。
※当事業所は主任介護支援専門員を配置しています。(特定事業所加算対象)
- (2) 事業所の目的 当事業所は介護保険法令の趣旨に従い、利用者が選択に基づき居宅サービスを適切に利用できるように、契約者の心身の状況、その置かれている環境や利用者及び家族等の希望等を踏まえて居宅サービス計画を作成し、介護支援を行います。
当事業所の居宅介護支援業務は、介護保険法に定められた運営基準を遵守し、居宅サービス事業者、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人幸生会 指定居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム水泉荘
(4) 事業所の所在地 宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷1番地
(5) 電話番号/FAX 電話 022-376-8054 FAX 022-376-8053

(6) 事業所の管理者氏名 管理者 主任介護支援専門員 芝田 由紀恵

(7) 介護支援専門員 4名 《主任介護支援専門員（常勤4名）》

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) サービス提供時間及び緊急時の対応

営業日	年中無休（但し12/31～1/2を除く。） ※常時1名以上の介護支援専門員が、年中無休でご相談に応じます。
サービス提供時間	午前9時00分～午後6時00分
24時間連絡・相談	緊急時の24時間連絡・相談可能な体制を整備しています。 連絡先 022-376-8054

3. サービス利用料金

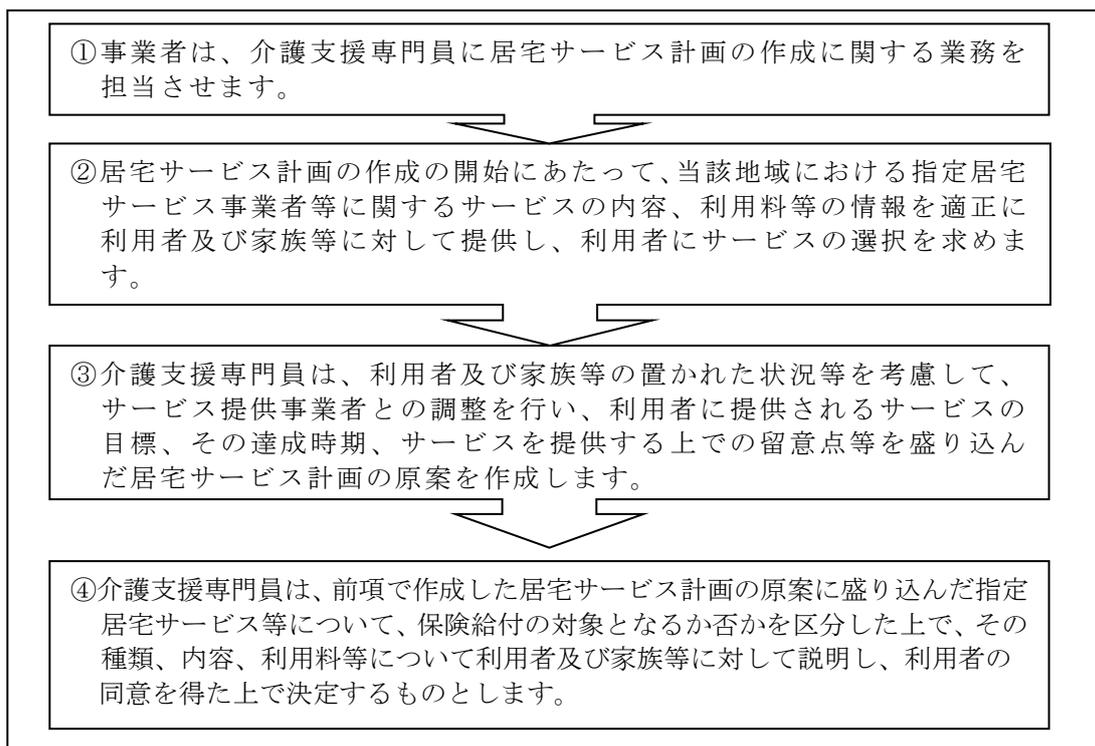
(1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）作成費用については、介護保険より給付されますので自己負担はありません。

4. 居宅介護支援サービスの概要（契約書第1章参照）

(1) 居宅介護支援に関するご相談を随時お受けします。

(2) 居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。当事業所に立案をお申し込みになった場合、専属の介護支援専門員がお宅へ伺い、ご希望を確認しご利用できるサービスの内容、サービス提供事業者等の情報を提供します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



(3) 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

(4) 居宅サービス計画に位置づけたことの原因を求められた場合、その原因を説明します。居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定原因について、利用者及び家族等が説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なくお申し出ください。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、規定時期に別紙報告します。

- (6) 利用者及び家族等に代わり、サービス提供事業者等の手配、サービス提供内容等の管理を行います。
- (7) 心身の状況の変化に応じて居宅サービス計画の内容の変更、要介護認定変更申請等の必要な援助を行います。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法によって利用者の有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて、利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (9) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接します。
- (10) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付します。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たっては、利用者及び家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととします。また特段の事情がない限り、少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接します。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則として必ずサービス担当者会議を開催します。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等で代行する場合があります。
- (14) 要介護認定申請（更新申請を含む）の代行申請を行います。
- (15) 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の情報提供及び申請援助を行います。
- (16) 利用者が要支援認定を受けた場合には、担当する地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者に必要な情報を提供する等の連携を行います。
- (17) 医療と介護の連携を図り、入院時や退院又は退所時に病院・施設等と利用者情報を共有し、在宅生活に向けての援助を行います。
- (18) 介護支援専門員の担当利用者の数は44名を上限とし、介護予防支援業務の委託も含め業務量等を勘案し、業務が適正に実施できるよう配慮します。
- (19) 定期的な研修を定め、介護支援専門員としての専門性、資質の向上に努めています。

5. 個人情報の取扱い等について（契約書第3章参照）

- (1) 当事業所では、利用者の個人情報保護のため、個人情報保護法に基づき方針を定めております。業務上知りえた個人情報等については守秘義務を厳守します。
- (2) 連携する居宅介護サービス事業者、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者及び福祉施設等に対し、サービス担当者会議等において個人情報等を提供する場合は、あらかじめ文書により同意を得てから提供します。

6. 損害賠償について（契約書第4章参照）

- (1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合は、利用者の家族等、市町村、主治医又は協力医療機関等への連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を行います。

7. 契約の終了について（契約書第5章）

(1) 契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

8. サービス内容に関する苦情（契約書第6章参照）

当事業所の居宅介護支援事業又は居宅サービス計画書に位置付けたサービス内容に関する相談、苦情等に対して、迅速かつ適切に対応します。

窓口担当	社会福祉法人幸生会 指定居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム水泉荘 鵜田 由理（主任介護支援専門員） （担当不在の場合は、特別養護老人ホーム水泉荘の職員が対応します。）
利用時間	午前9時00分～午後6時00分
電話番号	022-376-8054

(1) 苦情受付ボックスを館内に設置しています。（ご意見箱等の設置）

(2) 当施設は第三者委員を選任しています。苦情等解決の際、立会いや助言を求めることができます。

○第三者委員 京極 久子（当法人評議員） 大窪 裕喜恵（当法人監事）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

仙台市介護事業支援課ケアマネジメント指導係	電話：022-214-8626（直通）
仙台市泉区障害高齢課高齢者支援係	電話：022-372-3111（代表）
仙台市泉区介護保険課介護保険係	
仙台市青葉区障害高齢課高齢者支援係	電話：022-225-7211（代表）
仙台市青葉区介護保険課介護保険係	
富谷市保険福祉部長寿福祉課	電話：022-358-0513（代表）
大和福祉課 高齢者福祉係	電話：022-345-7221（代表）
宮城県庁長寿社会政策課介護保険指導班	電話：022-211-2556（直通）
宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課介護相談室	電話：022-222-7700（直通）

(4) 利用者及び家族等からの苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会から質問又は調査がある場合は、必要な協力を行うとともに指導又は助言に対し速やかに必要な改善を行います。

9. その他留意事項

(1) 居宅介護支援を担当する介護支援専門員を任命しお知らせします。

(2) 居宅介護支援における緊急時等は、担当介護支援専門員以外の職員が対応する場合があります。

(3) 利用者の人権と生活が保障されるよう権利擁護・成年後見制度等のご利用を推進しております。

(4) ご相談のあった内容につきまして、内容の確認とサービス向上のため、お話を受ける際に録音させていただきます。

(5) 居宅介護支援の提供に関する記録を営業時間内に閲覧できます。なお複写物を必要とする場合は、1枚10円をご負担頂きます。

(6) 通常の事業の実施区域 ※下記以外の区域でもご相談ください。

仙台市泉区・青葉区・富谷市・黒川郡大和町	全 域
----------------------	-----

